



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年10月5日金曜日 第2409号

### ◇ 目次 ◇ 規 則

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則..... 939

### 告 示

愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更（2件）..... 941

落札者等の告示..... 942

公共測量の実施の通知..... 942

土地区画整理事業の換地処分..... 942

道路の区域変更（一般国道378号）..... 942

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... 942

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画..... 943

### 教育委員会告示

愛媛県指定有形文化財の指定の失効..... 944

### 選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定の一部改正..... 944

### 公営企業告示

落札者等の告示..... 945

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第45号

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年10月5日

愛媛県知事 中村時広

#### 愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則（昭和31年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>（資金の貸付け）</p> <p><b>第3条 省略</b></p> <p>2 県は、高度化資金のうち、機構法第15条第1項第3号口に規定する資金として、予算の範囲内において、次に掲げる資金の貸付けを行うものとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>3～5 省略</p> <p>（貸付金の限度）</p> <p><b>第4条</b> 一の借主に対して貸し付ける高度化資金貸付金（以下「貸付金」という。）の金額は、前条第1項に掲げる資金にあつては別表第1の、同条第2項各号に掲げる資金にあつては別表第2の、同条第3項各号に掲げる資金にあつては別表第3の、同条第4項各号に掲げる資金にあつては別表第4のとおりとする。</p> <p>（貸付金の利率、償還期間及び償還方法）</p> <p><b>第5条</b> 貸付金の利率、償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、第3条第1項に掲げる資金にあつて</p> | <p>（資金の貸付け）</p> <p><b>第3条 省略</b></p> <p>2 県は、高度化資金のうち、機構法第15条第1項第3号口に規定する資金として、予算の範囲内において、次に掲げる資金の貸付けを行うものとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) <u>連鎖化資金</u></p> <p>(8) <u>経営改革資金</u></p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>3～5 省略</p> <p>（貸付金の限度）</p> <p><b>第4条</b> 一の借主に対して貸し付ける高度化資金の金額は、前条第1項に掲げる資金にあつては別表第1の、同条第2項各号に掲げる資金にあつては別表第2の、同条第3項各号に掲げる資金にあつては別表第3の、同条第4項各号に掲げる資金にあつては別表第4のとおりとする。</p> <p>（貸付金の利率、償還期間及び償還方法）</p> <p><b>第5条</b> 高度化資金貸付金の利率、償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、第3条第1項に掲げる資金にあつて</p> |

は別表第1の、同条第2項各号に掲げる資金にあつては別表第2の、同条第3項各号に掲げる資金にあつては別表第3の、同条第4項各号に掲げる資金にあつては別表第4のとおりとする。

2 貸付金 は、原則として年賦又は半年賦の元金均等償還によるものとする。

附 則

( 施行期日 )

1 省略

( 経過措置 )

2 省略

( 貸付金の限度等の特例 )

3 一の借主に対して貸し付ける貸付金の金額、利率及び据置期間は、中小企業者の事業活動におけるエネルギーの有効利用等を図るために特に必要な設備として知事が認めるもの及び当該設備の整備に係る施設を貸付対象施設とする高度化資金の貸付け(平成26年3月31日までに貸付決定を行うものに限る。)を行う場合にあっては、別表第2貸付金の金額の欄、利率の欄及び据置期間の欄、別表第3貸付金の金額の欄、利率の欄及び据置期間の欄並びに別表第4貸付金の金額の欄、利率の欄及び据置期間の欄の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

| 貸付金の金額  | 利 率          | 据置期間 |
|---|--------------|------|
| 貸付対象者が貸付対象施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金(以下「整備資金」という。)の100分の99に相当する額(整備資金の額が1,000万円を超える場合にあっては、整備資金の額から10万円を減じた額)以内 | 年1.05パーセント以内 | 5年以内 |

別表第2(第3条 第5条関係)

| 高度化資金の種類         | 貸付対象者   | 貸付対象施設                                   | 貸付金の金額 | 利率 | 償還期間 | 据置期間 |
|------------------|---|--|--------|----|------|------|
| 1 経営革新計画承認グループ資金 | 経営革新計画承認グループ事業を実施する中小企業者等(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号。以下「中小企業新事業活動促進法」という。) | 経営革新計画承認グループ事業の用に供する土地、建物(関連施設を含む。以下同じ。) | 整備資金   | 省略 |      |      |

は別表第1の、同条第2項各号に掲げる資金にあつては別表第2の、同条第3項各号に掲げる資金にあつては別表第3の、同条第4項各号に掲げる資金にあつては別表第4のとおりとする。

2 高度化資金貸付金(以下「貸付金」という。)は、原則として年賦又は半年賦の元金均等償還によるものとする。

附 則

1 省略

2 省略

別表第2(第3条 第5条関係)

| 高度化資金の種類         | 貸付対象者   | 貸付対象施設                                   | 貸付金の金額   | 利率 | 償還期間 | 据置期間 |
|------------------|---|--|--|----|------|------|
| 1 経営革新計画承認グループ資金 | 経営革新計画承認グループ事業を実施する中小企業者等(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号。以下「中小企業新事業活動促進法」という。) | 経営革新計画承認グループ事業の用に供する土地、建物(関連施設を含む。以下同じ。) | 貸付対象者が貸付対象施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金(以下「整備資金」という。)の100分の80(災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付につ | 省略 |      |      |



○愛媛県告示第1229号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成24年10月5日

愛媛県知事 中村時広

| 随意契約に係る特定役務の名称及び数量   | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地                | 随意契約の相手方を決定した日 | 随意契約の相手方の氏名及び住所                 | 随意契約に係る契約金額                       | 随意契約にした理由  |
|----------------------|--|----------------|---------------------------------|-----------------------------------|--|
| インターネット接続回線のIPv6対応一式 | 愛媛県企画振興部地域振興局情報政策課<br>愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 | 平成24年8月21日     | ソフトバンクテレコム株式会社<br>東京都港区東新橋1-9-1 | 922,840円(月額)<br>2,303,700円(導入一時金) | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号の規定による。 |

○愛媛県告示第1230号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年10月5日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量(レーザ計測)
- 2 作業期間 平成24年10月5日から平成25年3月21日まで
- 3 作業地域 宇和島市、大洲市、西予市、内子町、松野町、鬼北町、愛南町

より、新居浜市長佐々木龍から次のとおり換地処分した旨の届出があった。

平成24年10月5日

愛媛県知事 中村時広

- 1 土地区画整理事業の名称  
新居浜都市計画事業新居浜駅前土地区画整理事業
- 2 施行区域  
新居浜市庄内町四丁目、五丁目、六丁目の各一部  
新居浜市坂井町一丁目、二丁目の各一部
- 3 換地処分年月日  
平成24年9月4日

○愛媛県告示第1231号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第3項の規定に

○愛媛県告示第1232号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年10月5日

愛媛県知事 中村時広

| 道路の種類 | 路線名  | 区間                                   | 旧・新別 | 敷地の員幅            | 延長              | 備考 |
|-------|------|--------------------------------------|------|------------------|-----------------|----|
| 一般国道  | 378号 | 西予市三瓶町皆江字コウラ305番1地先から同町皆江字コウラ173番6まで | 旧    | メートル<br>4.5~15.5 | キロメートル<br>0.250 |    |
|       |      |                                      | 新    | 8.0~36.3         | 0.250           |    |

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年10月5日

愛媛県知事 中村時広

| 申請年月日      | 特定非営利活動法人の名称        | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地       | 定款に記載された目的   |
|------------|---------------------|--------|------------------|--|
| 平成24年9月19日 | 特定非営利活動法人倫理生活指導センター | 井上富男   | 愛媛県四国中央市寒川町738-1 | この法人は、不特定多数の人々に対して、円滑な社会生活を送るために必要な倫理観に基づいて、心や生活のあり方を考えと共自己の研鑽を行うことで、自らの人間性をより豊かなものにしていく勉強の場を提供すること、又、高齢者や身体障害者が安心して暮らすための生活支援、明るい未来を築くための青少年の健全育成、環境問題に取り組む等、物心両面からのはたらきかけによって、社会秩序の安定並びに向上に寄与することを目的とする。 |

○公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画（平成24年6月26日付け公告）を次のとおり変更した。

平成24年10月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

県は、海洋生物資源の保存及び管理の一層の推進を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する基本計画において定められた第1種特定海洋生物資源ごとの本県における漁獲可能量（以下「知事管理量」という。）及び第2種特定海洋生物資源の本県の漁業者に係る漁獲努力可能量（以下「知事管理努力量」という。）の管理に関し、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量又は漁獲努力量の公表その他の知事管理量及び知事管理努力量の管理の実効性を担保するための措置を講じるため、本県における第1種特定海洋生物資源の採捕実績（他県からの入漁者の採捕実績を含む。）及び本県の漁業者に係る第2種特定海洋生物資源の操業実績の的確な把握に努める。
- (2) 海洋生物資源の分布、回遊状況及び内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ及び知見を蓄積するため、愛媛県農林水産研究所水産研究センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。

また、引き続き従来からの資源管理型漁業を推進するほか、法第13条第2項に規定する協定に係る制度（以下「協定制度」という。）の活用等により、漁業者等による自主的な資源管理を推進することとする。

なお、本県における海洋生物資源の保存及び管理の推進に当たっては、他県からの入漁者の採捕実績に対し妥当な配慮を払うものとする。

2 知事管理量に関する事項

平成23年及び平成24年の知事管理量は、次表のとおりである。

| 第1種特定海洋生物資源 | 知 事 管 理 量      |                    |                |                    |
|-------------|----------------|--------------------|----------------|--------------------|
|             | 平成23年          |                    | 平成24年          |                    |
|             | 平成23年1月から12月まで | 平成23年7月から平成24年6月まで | 平成24年1月から12月まで | 平成24年7月から平成25年6月まで |
| まあじ         | 8,000トン        |                    | 5,000トン        |                    |
| まいわし        | 若干             |                    | 若干             |                    |
| まさば及びごまさば   |                | 若干                 |                | 若干                 |

3 知事管理量の採捕の種類別の数量に関する事項

平成23年及び平成24年の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

| 第1種特定海洋生物資源 | 採捕の種類            | 数 量            |                |
|-------------|------------------|----------------|----------------|
|             |                  | 平成23年1月から12月まで | 平成24年1月から12月まで |
| まあじ         | 中型まき網漁業及び小型まき網漁業 | 5,600トン        | 3,500トン        |

4 知事管理量（まあじにあっては、採捕の種類別の数量）に関し実施すべき施策に関する事項

- (1) 中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度の普及及びび定着を図ることとする。  
 なお、これらの漁業を営む者に対しては、採捕数量の報告を義務付けることとする。
- (2) まあじの採捕を目的とする一本釣り漁業及び遊漁については、その実態の把握に努め、数量管理の在り方について検討することとする。
- (3) まいわし並びにまさば及びごまさばについては、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないように努めるとともに、漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるように努めることとする。

5 知事管理努力量に関する事項

平成23年及び平成24年の知事管理努力量は、次表のとおりである。

| 第2種特定海洋生物資源 | 採捕の種類    | 知 事 管 理 努 力 量      |                     |                    |                     |                      |                      |
|-------------|----------|--------------------|---------------------|--------------------|---------------------|----------------------|----------------------|
|             |          | 瀬戸内海               |                     | 瀬戸内海               |                     | 宇和海                  |                      |
|             |          | 平成23年4月1日から6月30日まで | 平成23年9月1日から11月30日まで | 平成24年4月1日から6月30日まで | 平成24年9月1日から11月30日まで | 平成23年10月1日から12月31日まで | 平成24年10月1日から12月31日まで |
| さわら         | さわら流し網漁業 | 16,590隻日           | 5,880隻日             | 16,590隻日           | 5,880隻日             | 7,490隻日              | 7,490隻日              |

6 知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別の数量に関する事項  
 平成23年及び平成24年の知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別に定める数量は、次表のとおりとする。

| 第2種特定海洋生物資源 | 採捕の種類           | 海 域                              | 期 間                 | 漁獲努力量    |
|-------------|-----------------|----------------------------------|---------------------|----------|
| さわら         | 流し網漁業のうち、さわら流し網 | サワラ瀬戸内海系群資源回復計画に規定する燧灘及び安芸灘      | 平成23年4月1日から6月30日まで  | 16,590隻日 |
|             |                 | 愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の対象である燧灘及び安芸灘 | 平成24年4月1日から6月30日まで  | 16,590隻日 |
|             |                 | サワラ瀬戸内海系群資源回復計画に規定する伊予灘          | 平成23年9月1日から11月30日まで | 5,880隻日  |

|                  |                              |                      |         |
|------------------|------------------------------|----------------------|---------|
| 漁業及びさごし、めじか流し網漁業 | 愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の対象である伊予灘 | 平成24年9月1日から11月30日まで  | 5,880隻日 |
|                  | サワラ瀬戸内海系群資源回復計画に規定する宇和海      | 平成23年10月1日から12月31日まで | 7,490隻日 |
|                  | 愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の対象である宇和海 | 平成24年10月1日から12月31日まで | 7,490隻日 |

7 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

- (1) 瀬戸内海のさわらの資源の回復を図るため愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の着実な実施を推進するとともに、漁業法（昭和24年法律第267号）第68条第1項の規定に基づく瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示による操業制限等が遵守され

るように努めることとする。

- (2) さわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、操業海域ごとにそれぞれ4月1日から6月30日までの間、9月1日から11月30日までの間及び10月1日から12月31日までの間における操業実績の報告を義務付けることとする。

8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査研究の充実強化を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第4号

愛媛県文化財保護条例（昭和32年愛媛県条例第11号）第11条第3項の規定に基づき、次のとおり愛媛県指定有形文化財の指定は、効力を失った。

平成24年10月5日

愛媛県教育委員会  
委員長 松岡 義勝

指定の効力を失った有形文化財

| 名称      | 所在地       | 所有者       | 員数       | 参考            |
|---------|-----------|-----------|----------|---------------|
| 大山祇神社文書 | 今治市大三島町宮浦 | 宗教法人大山祇神社 | 27通の内24通 | 昭和31年11月3日指定  |
| 三島家文書   | 〃         | 〃         | 10巻      | 〃             |
| 大山祇神社古図 | 〃         | 〃         | 1点       | 昭和34年12月25日指定 |

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第54号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成24年10月5日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前         |       |       |    |  |  |             |    |  |    |  |  |  |    |     |       |    |  |  |               |    |  |    |  |  |
|--|-------------|-------|-------|----|--|--|-------------|----|--|----|--|--|--|----|-----|-------|----|--|--|---------------|----|--|----|--|--|
| 1～3 省略   | 1～3 省略      |       |       |    |  |  |             |    |  |    |  |  |  |    |     |       |    |  |  |               |    |  |    |  |  |
| 4 身体障害者支援施設  | 4 身体障害者支援施設 |       |       |    |  |  |             |    |  |    |  |  |  |    |     |       |    |  |  |               |    |  |    |  |  |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害者支援施設あゆみ苑</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 名称          | 所在地   | 指定年月日 | 省略 |  |  | 障害者支援施設あゆみ苑 | 省略 |  | 省略 |  |  | <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>身体障害者療護施設あゆみ苑</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 所在地 | 指定年月日 | 省略 |  |  | 身体障害者療護施設あゆみ苑 | 省略 |  | 省略 |  |  |
| 名称   | 所在地         | 指定年月日 |       |    |  |  |             |    |  |    |  |  |  |    |     |       |    |  |  |               |    |  |    |  |  |
| 省略   |             |       |       |    |  |  |             |    |  |    |  |  |  |    |     |       |    |  |  |               |    |  |    |  |  |
| 障害者支援施設あゆみ苑  | 省略          |       |       |    |  |  |             |    |  |    |  |  |  |    |     |       |    |  |  |               |    |  |    |  |  |
| 省略   |             |       |       |    |  |  |             |    |  |    |  |  |  |    |     |       |    |  |  |               |    |  |    |  |  |
| 名称   | 所在地         | 指定年月日 |       |    |  |  |             |    |  |    |  |  |  |    |     |       |    |  |  |               |    |  |    |  |  |
| 省略   |             |       |       |    |  |  |             |    |  |    |  |  |  |    |     |       |    |  |  |               |    |  |    |  |  |
| 身体障害者療護施設あゆみ苑  | 省略          |       |       |    |  |  |             |    |  |    |  |  |  |    |     |       |    |  |  |               |    |  |    |  |  |
| 省略   |             |       |       |    |  |  |             |    |  |    |  |  |  |    |     |       |    |  |  |               |    |  |    |  |  |
| 5 省略   | 5 省略        |       |       |    |  |  |             |    |  |    |  |  |  |    |     |       |    |  |  |               |    |  |    |  |  |

## 公営企業告示

## ○愛媛県公営企業告示第12号

次のとおり落札者を決定した。

平成24年10月5日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

| 落札に係る物品等の名称及び数量                     | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地           | 落札者を決定した日  | 落札者の氏名及び住所                                   | 落札金額        | 契約の相手方を決定した手続 | 入札公告日      |
|-------------------------------------|-----------------------------------|------------|--|-------------|---------------|------------|
| 医療機器（デジタルX線テレビシステム 1式）の購入（愛媛県立中央病院） | 愛媛県公営企業管理局総務課<br>愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 | 平成24年9月21日 | 東芝メディカルシステムズ株式会社<br>愛媛支店<br>愛媛県松山市三番町6丁目8番1号 | 22,551,900円 | 一般競争入札        | 平成24年8月10日 |